

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業公募要領

令和2年1月31日

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

(注) 本公募は、令和2年度予算成立後、直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるものであり、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意すること。

1 事業名

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

2 事業の趣旨

幼児教育の質の向上を図るためには、専門性の向上等を通じた教員の資質向上が重要である。教育職員免許法では、二種免許状を有する教育職員は一種免許状へ上進する努力義務があるが、現職の幼稚園教諭は、約7割が二種免許状保有者であり、幼稚園教諭の専門性の向上を図るためにも、一種免許状への上進を促進していく必要がある。

幼稚園教諭二種免許状を有する教員は、教育職員免許法に基づき、教員としての在職年数と所定の単位の修得によって一種免許状を取得することが可能である。しかし、現状では、そうした単位の修得に資する免許法認定講習等は多くの都道府県で実施されておらず、十分な受講機会が確保されているとはいいがたい状況にある。

これらを踏まえ、本事業は、大学又は教育委員会が認定講習等を開設する経費を支援し、認定講習の受講機会を拡大することを目的とする。本事業により、免許状の上進に対するニーズを把握するとともに、潜在的ニーズの掘り起こし等を行うことを通じて、幼稚園教諭の専門性向上に向けた需要と供給の好循環を作るとともに、効果的で持続可能な講習の在り方を明らかにすることを目指す。

3 事業の内容

以下、(1)の事業を実施することを必須とする。(2)の事業の実施は任意とする。

(1) 幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設・実施

幼稚園教諭二種免許状を有する教員的一种免許状の取得機会を拡大するため、幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育を開設・実施する。

なお、実施に当たっては、当該地域における幼稚園教諭一种免許状への上進ニーズ等を把握(大学が実施主体となる場合は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会と連携し、当該地域の状況を把握すること)した上で、開設時期や開設規模など現職教員の受講ニーズも踏まえ、免許状の上進に確実につながる認定講習等の開設計画を具体的に立てるよう努めること。

【具体例】

- ・ 大学が、連携する都道府県における幼稚園教諭免許状の一種免許状への上進を希望する教員が多いことが分かったため、当該教員が幼稚園教諭一種免許状を取得する機会を拡大できるよう、免許法認定講習等を開設し、実施する。なお、○年間で幼稚園教諭一種免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和2年度は合計○単位の講習を開設予定である。
- ・ 授与権者である都道府県教育委員会が、当該地域において幼稚園教諭二種免許状を有する教員が他の地域等と比較して多いことから、現職教員が一種免許状を取得する機会を拡大できるよう、免許法認定講習等を開設し、実施する。なお、○年間で幼稚園教諭一種免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和2年度は合計○単位の講習を開設予定である。
- ・ 免許法認定講習の効率的な実施のため、テレビ会議システム等の同時中継を活用した免許法認定講習を実施する。

(2) 更新講習等にも活用可能な講習の開発・実施

現職教員の負担軽減も考慮しつつ、効率的に幼稚園教諭一種免許状を取得することができるよう、免許状更新講習や現職教員研修等にも対応可能な枠組みや内容を満たした免許法認定講習等を開発・実施する。

なお、当該免許法認定講習等の実施に当たっては、相互に活用できるよう企図していた免許状更新講習や現職教員研修としても実施すること。

【具体例】

- ・ 大学が、免許法認定講習及び免許状更新講習それぞれの枠組みや内容を満たす講習を開発し、文部科学大臣の認定を受けた上で実施する。受講者である現職教員にとっては、両方の認定を受けた講習を一度受講することで、免許更新及び一種免許状の取得両方に活用することができる効率的な講習であるため、実際の実施にあたっては混乱や遅滞なく実施できるよう、受講申込み手続等の周知にも配慮して行う。これらにより、幼稚園教諭一種免許状の取得につながる講習の受講を促進する。
- ・ 都道府県教育委員会が、免許法認定講習及び現職教員研修のいずれにも対応可能な講習を開発し、実施することにより、幼稚園教諭一種免許状の取得機会の拡大を図る。

事業の実施に当たっては、関係法令等を踏まえるとともに、以下留意事項を踏まえて事業を企画・提案すること。

〔留意事項〕

① 免許法認定講習の大臣認定について

本委託事業の実施に当たっては、本事業の申請手続きとは別に、当該事業において実施予定の講習について、文部科学大臣へ認定申請を行う必要があることに留意すること。なお、認定申請の手続きに当たっては、以下の URL に示す認定申請等要領を十分確認した上で、要領に示す提出期限に遅れることなく申請すること。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm

② 講習の開発・実施による成果目標

本事業で開発・実施する講習により得られる成果目標について、受講者数の見込み及び教員免許状取得予定者数等を、当該地域での現職教員の現状等を踏まえて、具体的に計画書に記載すること。

③ 公募開始後の問い合わせ等

公募開始後の本事業に関する問い合わせ及び相談等については、ホームページ等を通じて周知するので留意すること。

④ 公募締切日後の提出

公募締切日後の企画提案書（事業実施計画書）の提出、差し替え及び訂正は認めないこと。

4 事業の委託先

教育職員免許法施行規則第36条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第43条の4又は第46条に規定する、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者として定められている者を委託対象（以下「大学、教育委員会等」という。）とする。（短期大学は専攻科を有する場合に限る。）複数の大学等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

また、事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の用途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、教員等を構成員とする検討委員会（仮称）を設置すること。

5 委託契約期間

本事業の委託契約期間は、契約を締結した日から当該年度の3月末日とする。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

① 企画提案書（事業実施計画書）

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合、その写し

<②の具体例>

1) 評価の対象とする認定等を証する書類(当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等)として、次のものの写し。

○女性活躍推進法第9条に基づく認定(えるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。

○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第13条に基づく認定(くるみん認定)及び同法第15条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書

○青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)第15条に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書

○女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)

2) 女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定並びに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の対象とならない外国法人(以下「対象外国法人」という。)

については、評価の対象とする次に掲げる認定等相当確認を証する書類(内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書)の写し

○女性活躍推進法第9条に基づく認定(えるぼし認定)に相当するもの ※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。

○次世代法第13条に基づく認定(くるみん認定)及び同法第15条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)に相当するもの

○若者雇用促進法第15条に基づく認定(ユースエール認定)に相当するもの

○女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定(対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)に相当するもの

(2) 企画提案書(事業実施計画書)の提出様式

- ・ 企画提案書は、別添の「事業実施計画書」によって代えることとする。
- ・ 「事業実施計画書」の「別紙1 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業実施計画書」については、免許法認定講習等の認定申請等要領における「実施計画書」(様式第2号)及び「開設科目の概要」(様式第3号)の写しでも可。
- ・ 様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(3) 提出部数

①の正本1部及び②の1部を郵送により送付するとともに、電子メールにWordファイルで作成した事業実施計画書を添付の上、送信すること(②については、電子メールに添付する場合、PDFファイルで可とする。)

(4) 提出方法

① 郵送等

- ・ 公印を押印した①の正本1部及び②の1部を、配達証明が可能な方法(特定記録、

小包、簡易書留等)で、期限に余裕を持って発送すること。

- ・ 封筒に「幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業」を朱書きすること。
- ・ いかなる方法においても、(6)の提出期限を過ぎた場合は受け付けない。
- ・ 郵送上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 直接持参の場合の受付時間は以下のとおりとする。

受付時間：平日10時から18時(12時から13時を除く。)

② 電子メール

- ・ メールの件名は「令和2年度幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業(団体名)」とする。
- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを超える場合は、メールを分割し件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて(5)の「問合せ先」まで照会すること。
- ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(5) 提出先(問合せ先)

① 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局幼児教育課 企画調整係 宛

TEL：03-6734-2713(直通)

② 電子メール

youji-suishin@mext.go.jp

(6) 提出期限

令和2年3月2日(月)

- ・ 電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等の場合、当日18:00必着

(7) その他

- ・ 書類の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については、返却しない。
- ・ 「事業実施計画書」について、選定結果の通知に併せ、審査委員会の審査結果を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。

8 事業規模(予算)

(1) 事業規模：1件300万円～400万円程度

(2) 採択件数：予算の範囲内で件数を決定(予算額(案)：29百万円)

※採択件数は、審査委員会が決定する。

9 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会（企画評価会議）において書類審査を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。また、採択に当たっては、審査委員会が委託事業の内容、期間、経費、実施体制等に関し、条件を付すことがある。

10 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、事業実施計画書の提出時に、暴力団体等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の事業実施計画書は無効とするものとする。

(3) 前2号は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

11 スケジュール（予定）

① 公募開始：令和2年1月31日（金）

② 公募締切：令和2年3月2日（月）

③ 選定：令和2年3月中旬

④ 結果通知：令和2年3月下旬

⑤ 契約締結：令和2年度予算が成立した場合に、令和2年4月以降順次締結

⑥ 契約期間：契約締結日から当該年度3月末日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、事業実施計画書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13 事業に係るデータ等の提出について

文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデ

ータ等（個人情報以外の原データを含む）について情報提供の依頼を行った場合、大学等は当該データ等の提出について協力を行うこと。

1 4 事業の成果の活用・普及について

「2 事業の趣旨」に示す目的に資するよう、大学、教育委員会等は、受講者に対するアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、講習の実施に係る効果測定を適切に行うこと。また、第三者が新規に講習を開設する際に有用となる知見の蓄積を図ること。さらに、本事業によって得られた成果等は、報告書の配布やホームページの掲載等を通じて、広く普及・啓発をすること。

1 5 その他

- ・「3 事業の内容」の〔留意事項〕にて示すとおり、本事業に係る講習を免許法認定講習等として位置づけるためには、別途、文部科学大臣認定を受ける必要がある。よって、当該講習に対して文部科学大臣認定を受けた際は、幼児教育課へ当該認定の通知の写を速やかに提出すること。
- ・その他、事業に係る事項については、事業実施要項等によるものとする。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・事業実施計画書（委託業務経費内訳含む。）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書